

中世ローマ法学者と神聖ローマ帝国および教会：チヌス・ダ・ピストイアの「コーンスタンティーヌス大帝寄進状」に対する見解

マッフェイ, ドメニコ
ローマ大学法学部：教授

<https://doi.org/10.15017/16173>

出版情報：法政研究. 56 (2), pp.207-221, 1991-02-09. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

中世ローマ法学者と神聖ローマ帝国および教会

— チヌス・ダ・ピストイアの「コーンスタンティヌス大帝寄進状」に対する見解 —

ドメニコ・マッフェイ

アックルシウス Accorso が膨大な『標準注釈』を完成させたことによって、イタリアで一世紀のボローニア大学の創立期から一三世紀中葉まではほぼ二世紀にわたって続いた恵まれた法学史の時期に幕が降りたことは、良く知られているところであります。その時代はいわゆる注釈学派の時代であり、注釈学派は草創期のボローニア大学そのものと言い得、また、今日の法学はその基礎の上に展開しているのであります。アックルシウスは二世紀にわたる注釈学派の仕事を終了させました。一三世紀後半には注釈という方法は、とりわけ私法の分野では、その歴史的役割を果たし終え、法学は新しい道を求めることとなりました。アックルシウスと同時代のボローニアの法学者オドフレドゥス Odofredo が少し新しい方法を用いました。すなわち、オドフレドゥスは、それまでのいわば他の法源の材料の寄せ集めの注釈および『スンマ (要約) summa』のような仕方の論述に代えて、『ローマ法大全 Corpus iuris civilis』の色々の部分に対し本当の意味での注釈を付しました。オドフレドゥスは『学説彙纂』『勅法彙纂』を法文から法文へ、勅法から勅法へ、継続的・有機的に解釈しました。それは大抵はレクトゥーラ *lectura* (大学講義録) であり、これは「聴講者である」いわゆる報告者 *reportatores* が講義内容をまとめたもので、従ってしばしば、教授が全く関与する

ことなく一般に広がったものであります。我々に今日伝えられる形では、何人の見解であるか一つ一つ必ずしも常に確かめ得ない学説の集積の観を呈しています。その伝えるところは確実というのには程遠く、当初の文言を復元することは殆ど不可能と思われる程の変更を蒙っています。ちなみに、「このことは珍しいことではなく」、一三・一四世紀の多くの法学者の著作もまた、オドフレドゥスの名に含められる著作と同様の運命を辿っています。しかし、そのことはこの場で長々と論じ得る問題ではありません。ここでは、別の問題、すなわちレクトゥーラ（講義）式注解について立入って考察するのが適切でしょう。なぜなら、この著作形態は、チヌス・ダ・ピストリアの時代、すなわち、注解学派の時代を特色付ける——勿論法制史の分野ではいつでもそうであるように決定的とはいえないとしても、十分に明確な——改新を意味しているからであります。

実際のところは、注解学派による新たな方法の導入について論ぜられる場合に、「一般には」、オドフレドゥスは最初に言及される名前ではありません。伝統的な法学史によればしばしばこれとは異なる見解が主張されます。すなわち一般には、一三世紀後半にイタリアで注解学派が次第に衰退し、これに代わって、フランス、とりわけオルレアン大学の法学者の著作に新しい方法が登場した、と言われていきます。さらに、しばしばこれにつけ加えて、新しい方法はスコラの弁証法の法学解釈への応用から生じたもので、その創始者かつ推進者はフランス最高の中世法学者の一人ジャック・ドゥ・レヴィニユイ Jacques de Révigny およびその後継者で優るとも劣らないピエール・ドゥ・ベルペルシエ Pierre de Belleperche であると言われます。しかし、これは単に伝統的見解にすぎず、鋭い批判的精神で考察されるべきものであります。すなわち、一三世紀後半に注解学派の創造力がある程度弱まったという意味において、私法について注解学派がイタリアでその役割を終えたとしても、このことはイタリア法学がすべて姿を消したとの主張に賛成することを意味しません。まず、オドフレドゥスはアックルシウスと同時代の人（オドフレドゥスの没年は一二六五年）であり、年代的にはいわば注解学派創始者に先立つ学者であります。なぜなら、レヴィニユイにしろベ

ルベルシユにしるオドフレドゥス没後に活躍しているからであります。しかし、オドフレドゥスとは別に、オルレア大学の法学者と同時代にイタリアの法学が実際に存在し、それが極めて高い学問水準にあるものとして我々の注目を惹きます。今日まで法史学はあまりに簡単な判断によってこれを片付けてしまっていました。注釈学派と注解学派の中間の世代の法学者が、「アックルシウス以後の実務家達 *Practici postaccursiani*」という名称でしばしばそっくり片付けられてしまっています。その盛んな時期は約半世紀続き、実務に関係する法の現実的局面への極めて高い関心をその特色とします。それまで無視されてきた公証法、刑法、訴訟法などの分野の系統的論述に向かい、そのために高い研究水準に達した法学ならば必ず論ずる理論的重要問題には本格的には取り扱われませんでした。上に挙げた分野について、ロランディノ・パッサジェリー *Rolandino Passaggeri*、アルベルト・ガンディーノ *Alberto Gandino* およびイタリアで働いたフランス人、ギヨーム・デュラン *Guiglielmo Durante* [*Guillaume Durand*] のそれぞれ功労ある仕事になされています。実際、伝統的見解にあまり禍わされない者の目には、この状況は大変複雑であります。いわゆる「実務家達」の数は極めて多く、その中には上述の三名やその他の名前の判明している学者とは同一人物ではない第一級の学者が含まれています。

従って、チヌスがその創始者の一人とされ、のちに一四・一五世紀にイタリアで盛期を迎える注解学派の意義、重要性および限界を十分に理解するため、また、注解学派が惹起した思想の影響、従ってチヌスの貢献度を十分に評価するためには、法史学がフランスのスコラの法学者の影響の線を考えるのみではなく、イタリアの「アックルシウス後の実務家達」のなした「従来見失われていた」功績の回復に研究を進めることが必要であります。たしかにそれははなはだ難しくしかも骨の折れる仕事であります。それらの法学者達は、その見解を表現するのに使った著作文献形式「が不十分であったためその犠牲となってしまうています。すなわち、大勢として採用された形式は、オドフレドゥスが広く利用し、のちにオルレアンのフランス学派の基本的表現手段となった講義式注解ではありませぬ。

「アックルシウス後の学者」すなわち「実務家達」は、小論考 *trattate* III でなければ、質疑 *questiones* および付加注釈 *additiones* という形を盛んに使いましたが、それは断片的なものですから極めて早く著者の名が忘れられ、一四世紀の注解学派のためにとびきり豊富な材料を提供することに終わりました。大抵は注解学者の著作に吸収されてしまっているのです、我々にまで伝わる『ローマ法大全』の各部分の写本の奥にこれを認め、この時期の多くの学者が『標準注釈』に加えた付加注釈の作者を明らかにすることによってはじめて、今日の法学史から薄れてしまった姿を回復し具体的に示すことが出来ましょう。

二

従いまして、チヌス・ダ・ピストイアの中には、アックルシウスの『標準注釈』に続く二つの大きな法学派、すなわち、いわゆる「実務家達」とオルレアン大学のフランス学者の方法と理論が混じっています。この二つの学派の間に明確な区別の線を引くこと、ないし、法学者を厳密にどちらかに入れることを求めることは明らかに不可能であります。たとえば、イタリア人であるオドフレドゥスは注解学派の特色的な方法を既に使っていますし、オルレアン大学の創立期にはイタリア出身の学者が見られ、イタリアで展開した方法論と学説をフランスの地にもたらしたのであります。因みに、チヌスは、その生涯を通じて尊敬し続けた恩師で同じくトスカナ地方出身であり、おそらくはアックルシウス後の法学の最有力代表者といえるディノ・ロッソーニ・デル・ムゲッロ *Dino Rossini del Mugello* に極めて多くを負っています。さらに、チヌスに対し、フランチェスコ・ダッコロン *Francesco d'Accorso*、ラムブルテノ・ラムポーニ *Lambertino Ramponi*、ヤコポ・ダレナ *Iacopo d'Arena*、ニコロ・マッタレリ *Niccolò Mattarelli*、グイド・ダ・スツァーラ *Guido da Suzzara* およびこの方向のその他の法律家が少なからぬ影

響を及ぼしています。それ故、チヌスにとってその基礎は当時のイタリアの有民法学者の学説によって形成されています。その後チヌスは、それを強化し、ある年令に達して学者としての経歴を経る時点には、アルプス以北の法学に優るとも劣らぬ活発な学問思潮に達したのであります。このことは、一三二二〜一四四年に遡る『勅法彙纂講義 Lectura Codicis』の作成迄にすでに生じています。この記念すべき著作中にオルレアン大学の学者達、とりわけレヴィニユイおよびベルペルシュユがしばしば引用され、そのことはチヌスがフランスに滞在し、ベルペルシュユとの個人的接触をもったという見解の根拠とされてきました。しかしここでは、これらの学者の学説を受容するためにはフランスの地に現実に足を踏み入れることは必ずしも必要ではないと指摘することで私には十分と思われまゝ。中世において、評判の高い著作は、一般に考えられるより早く、広くその写本が流布しました。また、単なる文字による関係よりもなにかし直接的な結びつきを想定しようとする場合にも、我々の関心は当然のことながら、アンジュー家統治下のナポリ王国、つまりフランスの世界のイタリアの中心に向かいます。アルプス以北で法学教育を受けた少なからぬ法律家がアンジュー家に従ってイタリアに到っており、ナポリ大学で教鞭をとるイタリア法学者と彼らが接触したと考えることはあながち不当なことではないでしょう。その重要性に鑑みて突っ込んだ研究が望まれる法史上ならびに一般史上の問題であります。チヌスに関しては、そのフランス滞在が推測されるが確実な証拠がないとすれば、チヌスがイタリアにアンジュー家統治があることによりその便を得たのでないかという考えもあり得ましよう。

三

以上のような一般的言及から、チヌスの法学説に対するイタリア・フランスの影響を具体的に考察することに移りますと、それらの結論は一見して驚くべきものであります。とりわけ、教会と「神聖ローマ」帝国の関係の中世にお

ける最重要問題、すなわち、コンスタンティヌス大帝がローマ教皇にローマ市およびローマ帝国の西部地域すべてについての主権を付与するとの内容をもつ「コンスタンティヌス大帝寄進状」という極めて有名な偽文書をめぐる、政治的—法的場面での使い方の問題に関するものであります。一四世紀末にはすでにこの文書の真正さについて疑問が表明され、のち「一五世紀中葉」に人文主義的学問の興隆の中でロレンツォ・ワッラ Lorenzo Valla がその無効を決定的に言明しましたが、チヌスの時代にはすべての人々が何も疑わず信じていました。チヌスはこの文書の法的効力につき「その生涯に」二度言及しています。最初は、一三二二—一三二四年の『勅法彙纂講義』であり、二度目は、晩年の大著『学説彙纂前半部講義 *Lectura Digesti Veteris*』においてであります。後者の著作は失われたものと考えられていたのでありますが、チヌスの最大の弟子で法学者として比類のない評価を享受するバルトルス・ダ・サッソフェラート Bartolo da Sassoferrato の名のもとに長らくいわば紛れ込んでいたものを、私が一九六三年にはじめてそれを実はチヌスの著作であると明らかにしました。この二つの著作の間には約二十年の歳月があり、その間に皇帝支持者の理想は重大な打撃を蒙りました。このことはチヌスにとっては、この問題についてのオルレアンの法学者の学説を決定的に放棄することを意味しました。

実際、『勅法彙纂講義』においてはチヌスはピエール・ドゥ・ベルベルシュの考えに全面的に従いました。より正確に申せば、「コンスタンティヌス大帝寄進状」につき帝国高権 *signa subiectionis* すなわち、帝国主権たる属性を教会が時効取得しうるかに関してベルベルシュの一連の議論を利用しました。チヌスの見解によれば、ある物が時効取得しうるかに関する答えを出すことがその譲渡可能性の有無についての問題も決めることを意味します。すでにレヴィニョーおよびベルベルシュに「明言はされずとも」示唆されていたこのような問題設定は、視点の移動から生じています。すなわち、教皇庁が、世俗において *in temporalibus* も普遍的権力があるとの主張を根拠づけるために偽寄進状を利用しはじめた時点から、研究は寄進物の性質に集中しました。これを論ずる法学者の個人的感情および具体

的歴史的狀況に従い、教皇派的傾向もしくは皇帝・教皇二元派的傾向が優勢かによって、皇帝は皇帝権限そのものも譲渡しうる、ないし、狹義の財産のみ譲渡しうると主張され証明するよう努められました。すなわち、コーンスタンティヌス大帝の寄進の法的効力の存否はそれ自身は確認しえず、寄進物の性質から決められたのであります。一般に、単なる財物の譲渡の有効性は否定されず、皇帝が裁判高権 *iurisdic. imperii*、帝国高権そのものを譲渡する能力を有するかが議論の的となったのであります。譲渡の有効性の問題をある程度解決するものと主張すべく、一旦時効の議論が提出されても問題の状況は変わりません。贈与につき、譲渡可能物と非譲渡物の間に区別されるように、時効取得可能物と不可能物が区別される。チヌスにとっては、時効取得の対象とならないとすることは、その物が譲渡できぬことを暗黙に言明していることとなります。

チヌスがその『勅法彙纂講義』で述べた意見はすでに何人かの学者の注目を惹きましたが、常に正しく理解されてきたとは言えないのであります。チヌスの反教皇主義に影響されて、その意図にあった以上のものをためらいもなく主張する学者もあります。「たしかに」チヌスはその生涯の大部分に亘って確たる反教皇派であり、帝権の偉大さを賞賛する機会を見逃すことはありませんでした。しかし、チヌスは伝統的な帝権・教皇権二元主義を主張する以上にはいっていません。「コーンスタンティヌス大帝偽寄進状」について言及する場合もその考えは典型的に二元主義的な跡を示しています。チヌスは帝権にそれに属するのが維持されるよう配慮はしましたが、このことで、直ちに帝国所有財のすべてが時効取得できないと主張したものではありません。ベルペルシュが既になし、チヌスがそれを文字通り受け継いだ区分によれば、道路、劇場の如き公用物 *in usu publico* である国庫物はその定義からして時効取得不能であると考えねばならない。公用物以外の財物は国庫在中物である *incorporata in fisco* か否かの区別によって四十年ないし二十年の期間で時効取得されうる。いずれにしても、例えば徴税高権の如き帝国高権は絶対に時効に罹ることがない。チヌスはベルペルシュの先例に従い、その理由は国家の統治は唯一人の手中にある必要に求めるべき

であると付加します。更に続けて、帝国高権が時効取得の対象とならないことは、ローマ教皇が「コーンスタンティヌス大帝寄進状」に含まれた財貨と共に、帝国裁判権も時効取得したと主張する者への反論である、時効取得されるのは、帝国の財産的部分に限られる、とします。

『勅法彙纂講義』で述べられたこの見解は、チヌスの法学説に対するフランス学説からの影響の部分を見事に示しています。チヌスは、——その大先達たるピエール・ベルペルシュと同様に——世俗的・親皇帝的理念から、とりわけ、国家がそれによって存立する手段である政治社会の本質的権利、国家主権を保全することに気を配っています。チヌスの晩年の大著『学説彙纂前半部講義』はこれに対して、教会と帝国の二つの最高権力の関係につきその考えが大幅に変わったことを示しています。チヌスは、皇帝ハインリッヒ *Heinrich* 七世の時代に有した理念を全面的に放棄し、一三三〇年頃、「ナポリ王国統治の」アンジュー家と和解し、教皇ヨハネス *John* 二二世と皇帝バイエルン公ルードヴィッヒ「四世」*Ludovic il Bavaro* の争いの影響の中でその皇帝支持を止めました。このことは、「コーンスタンティヌス大帝寄進状」に関するその見解につき、オルレアン学派の学説を放棄し、チヌスの師であったディノ・デル・ムゲッロおよびチヌスと同世代のリカルド・マロンブラ *Ricardo Malombra* がそうであった教皇支持派の立場に移ることを意味しました。これらの人々に従い、チヌスは、教会は、「教会と帝国の」二つの権力のうちで、その起源の尊さによるにしろその目的の性質によるにしろ、上位にあると主張します。つまり、教会は神に直接起源するのに対し、帝国は国民から由来し、また、教会は神事の管理に関し、帝国は人間の事柄を扱う。教会は永遠の命があり墮落しない霊に配慮を払らうのに対し、帝国は限りある命の、墮落しうる肉体の世話を行う。最後に、教皇は地上におけるキリストの代理者である。他の議論は言及に及ばずとも、これらすべてのことから、両最高権力の性質が教皇の中に併存しており、従って、世俗的裁判権を行使することが可能となる。同様の前提からチヌスにとっては、「コーンスタンティヌス大帝寄進状」が有効であるのは自明のものとなりましたのであります。

秀れた中世史家ブルーノ・ナルディ Bruno Nardi はこのようなチヌスの政治的転向を疑問としました。ナルディは、チヌスの友人であるダンテと同様にチヌスがその没年に至るまで皇帝支持者の理念に忠実であり続けたと考えようとしています。しかし、チヌスの転向をその宗教的危機で説明した数世紀前のフランスのカノン法学者ジル・ベルメール Gilles Bellemère と同様に、ナルディも人気のあったハインリッヒ七世皇帝と嫌われたルドヴィッヒ皇帝との根本的相違を無視しているように思われます。一三二一年に没したダンテについては、皇帝ルドヴィッヒの政治の展開により多くのイタリア地方都市に生じた苦しみと失望がなくて済んでいきます。私はチヌスの転向を嘆かわしい御都合主義のためともまた多かれ少なかれ深刻な宗教的危機のためと考えません。皇帝ルドヴィッヒ治下においてチヌスは暴力と搾取のみを見、その暴力は長く続けば自分のかくも愛するイタリアの自由をなぎ倒してしまふであろう。教皇という他の統治者は、今は遠くアヴィニョンの地にあるが教皇こそがこれに対してイタリアの自由を保護し、少なくとも減少させることはない。ここから、チヌスは強硬な教皇派の見解を無条件に受け入れ、「コーンスタンティヌス大帝偽寄進状」の効力を弁護し、——『勅法纂義』で主張したのとは反対に——皇帝空位の場合の教会の継承の適法性を理論づけたのであります。更に、このことから、チヌスを従来のように考える者にとっては驚くべきことですが、教皇が皇帝を廃位しようと主張することとなります。ローマ国民の権力がすべて集中している教皇は理由があれば *ex causa* 皇帝を廃位しうる。教皇イノケンティウス Innocenzo 四世はホーフエンシュタイン朝の皇帝フリードリッヒ Federico 二世を廃位したではないか、それより以前に、教皇は帝権をビザンツ人からゲルマン人に移したではないか、だから、今教皇がそれを他に移し、あるいは、自らに取り戻すことが可能ではないか、チヌスの晩年の政治的見解はこれが可能であるとの確信に育まれたものであります。しかしそれはなぜでしょうか。もし、教皇が自ら帝国統治を引き受けていたならば、ドイツ人の嘆かわしい野蛮さがうるわしいイタリアを混乱させることはなかったであろう *dira germanorum barbarias dulcen Yalliam non vexaret* からであります。晩年のチヌスにとって

は皇帝バイエルン公ルードヴィヒの帝国治政はゲルマンの伝統的な野蛮以外の何ものでもなく、これを防ぎうるのは教皇のみである。今や、うるわしいイタリアを保護し救うことは教皇の手にかかっている、というものであります。

追 記

一 一九六〇年頃迄の重要な文献は、私の二つの著書 La "Lectura super Digesto Veteri" di Cino da Pistoia. Studio sui MSS Savigny 22 e Urb. lat. 172, Milano 1963 (Quaderni di "Studi Senesi" 10) 及び La Donazione di Costantino nei giuristi medievali, Milano 1964 (重版 1969, 1980) 及び pp.105-145 にある。私及び他の学者のその後の研究を加えて、この二つの両著作の内容をこのような形に整えて大筋を提示した。上記引用文献にまず第一に追加すべきは、B.Nardi, Dante e il "buon Barbarossa", in "L'Alighieri. Rassegna bibliografica dantesca", 7(1966), I, pp.3ss., 22-27, 同 "メンテ" 『君士国』の序言 'Opere minori, II, Milano-Napoli 1979, pp.241 ss., 264-269 (私が発見及び指摘したオルレアン法学者とチヌスの資料について若干の検討を加える。) 及び参考文献: O.Capitani, Riferimento storico e pubblicistico nel commento di Bruno Nardi alla Monarchia dantesca, in "Lecture Classensi", 9-10(1982), pp.217 ss., 234.

チヌスの見解の変更に、一九六三年の拙著の書評者の注目を惹いたが、その中から次のものを挙ぐる。J.L.Barton in "Medium Aevum", 35(1966), p.86 s.; S.Caprioli in "Studi Medievali", 3a serie, 6,1(1965), p. 319 ss.; S.Kuttner in "Speculum", 40(1965), p.356 ss. e in "The American Historical Review", 70(1965), p.516 s.; A. Ormanni in "Bollettino dell'Istituto di Diritto Romano" 67(3a serie, 6, 1964) p.274 ss.; W.Ullmann in "The English Historical

Review," 80(1965),p.818 s.

最近二十年間に公表された研究の中で法学者チヌスにまつものは次のものが注目される。W.M.Bowsky, A new consilium of Cino of Pistoia (1324): citizenship, residence, and taxation, in "Speculum", 42(1967), pp.431-441; M.Bellomo, Glossae contrariae di Cino da Pistoia, in "Tijdschrift voor Rechtsgeschiedenis" 38(1970), pp.433-447; W.M.Gordon, Cinus and Pierre de Belleperche, in: Daube Noster. Essays in Legal History for David Daube, ed. by A. Watson, Edinburgh and London(1974), pp.105-117 (『ローマ法大全』の編者之一に於けるチヌスとピエール・ダウベの著書) ; G.Astuti, Cino da Pistoia e la giurisprudenza del suo tempo, in: Atti dei Convegni Lincei, 18. Colloquio: Cino da Pistoia, Roma, 1976, pp.129-152 (『権威』Tradizione romanistica e civiltà giuridica europea, a cura di G.Diurni, IJus Nostrum, 2a serie, 11), Napoli 1984, pp.371-403; A.Padovani, Le 'Additiones et apostillae super prima parte Infortiati' di Cino da Pistoia, in "Studia et Documenta Historiae et Iuris", 45(1979), pp.179-244; M.Bellomo, Cino edito e inedito in un manoscritto chigiano, in "Quaderni Catanesi di Studi Classici e Medievali", 4(1982), pp.467-475. 眞菜十郎田中博士の著『チヌスの Catalogo a cura di E.Altieri e G.Savino, Cino da Pistoia. Mostra di documenti e libri, Firenze 1971 (Comitato per le celebrazioni del VII centenario della nascita di Cino da Pistoia. Bibliotheca Comunale Forteguerriana)』に収録の資料。その中よりわけてチヌス死亡の日付(一三三六年十一月二四日)について pp.30-32 を注目する。

トランス・英外史に於て R.Feenstra の著を新編して研究し、L'enseignement du droit à Orléans. Etat des recherches menées depuis Meijers, in "Bulletin de la Société archéologique et historique de l'Orléanaise" Nouv. série, 9 nu.68(=Etudes néerlandaises de droit et d'histoire présentées à l'Université d'Orléans pour le 750e anniversaire des enseignements juridiques, Orléans 1985) [『権威』Le droit savant au Moyen âge et sa vulgarisation(Vartorum

reprints. Collected studies series; CS 236). London 1986, nu. III (および付記 pp.12-15)。オデフレドゥスの方法とオネレマンの法学者の方法の関係につきとりわけ注目を惹くのは（一九五六年の会議で口頭報告されしかし印刷には付されていなく）G.Chevrier の見解 Remarques sur la méthode suivie par les romanistes de l'École d'Orléans au XIII e siècle (だが' Feenstra, p.20 nt.45 参照)

二 「コーンスタンティヌス大帝寄進状」に関し、その『学説彙纂前半部講義 Lectura super Digesto Veteri』やチヌスが立てた理論は、付加注釈 additio の形でも一般に伝わった。このこと、Giovanni da Imola [Nicoletti Giovanni], Commentaria in secundam Digesti Novi partem, rubr. De verborum obligationibus (Dig. 45.1), nu.25 ed. Bologna 1580, p.8 の一々の引用で推論される。このことを私にチヌス『講義録』の再発見以前に指摘した (Cino da Pistoia e il "Constitutum Constantini", in "Annali della Università di Marcerata" 24(1960), p.110) が、ヤリドが、付加注釈の言及は学説彙纂のよきと思われ。…… et etiam in proemio Digestorum et etiam super Rub. de insi. et iur. ubi per Gul. de Cu, et etiam Cy. in additioe…… けれど対し、勅法彙纂の一注釈付写本 (Mantova, Biblioteca Comunale 253) が我々に付加注釈を伝える。すなわち、三頁裏—四頁表の下部欄外に、他の多くの法学者、とりわけトマッソ・フォルマリーニ Tommaso Fornaglini のそれに混じってチヌスの遺作が残されている。形式上の変更を別にする、その文章は『講義録写本』lectura MSS Savigny 22 c.2ra-vb e Urb. lat.172, cc. 1va-2ra. に一致する。

三 チヌスを「神聖ローマ」帝国および世俗権力の擁護者と賞賛することはその原因を宗教改革に持ち、四百年以上の歳月を経てもなおいくらかの学者はそう考えている。しかし、『勅法彙纂講義』および『学説彙纂前半部』の注解

の最後の版をフランクフルトの「出版者」ジギスチンド・ファイエルアーベント Sigismundo Feyerabend の元で一五七八年発行した者「キストナー」が作ったチヌスの思想のこのような強引な解釈は、すでにセバスティアアーノ・チアレンツォ Sebastiano Ciampi (Vita e memorie di messer Cino da Pistoia, I. 3a ed., Pistoia 1826, p. 58 s.) やよびその後とりわけジュナロ・マリッパ・キンティ Genaro Maria Monti (Cino da Pistoia giurista, Città di Castello 1924, p. 216) が問題としたところである。この刊本の責任はニコラウス・キストナー Nicolaus Cisnerus [Kistner] が負うものであり、その出版をヘッセン＝カッセル方伯ヴィルヘルム Guglielmo [Wilhelm] 四世賢公（神聖ローマ帝国内に最新の新教派大学をマールブルクに創立したフィリップ寛容公 Filippo il Magnanimo [Philipp I der Grossmütige] の息子）に捧げている。フィリップがマールブルク大学の創設により追求しようとした目的、および、同大学でカノンの講義が直ちに禁止されたことは一般によく知られているところである。息子ヴィルヘルムが父公の政治的宗教的行動方針を確として維持していた関係で、ニコラウス・キストナーは、ヴィルヘルム公にその発刊を献ずるに当たって、チヌスの著作の中のいくつかの箇所でカノン法学者に対し極めて攻撃的である——しかし、厳密な教皇—皇帝二元主義の範囲内で、と付加することが適當である——ので、チヌスに先駆者たる役割を与えうると考えたと言われる。このようにして、チヌスが新教派の考えのいくつかの基本命題の手掛かりを与えたとの主張は根拠を失う。キストナーの献辞は大版フォリオの三十頁にも及ぶものである。このような熱意ある論述は、一方では、新教の地域においてチヌスの仕事を示すのに有効であったとしても、他方では、旧教の地域でその流布を危険に曝らすおそれがあり、キストナーの別の仕事について生じたように禁書目録に掲載されることとなった。このようにして、その著作は少なくとも次の三つの姿で市場に出され、ないしは流布した。すなわち、キストナーの手紙を含む完全版 (Biblioteca Casanatense di Roma に一部所蔵)、キストナーの手紙を欠き、その代わりにチヌスおよびキストナーを片寄らずに賞賛する、読者宛のファイエルアーベントの手紙を含む版 (Biblioteca "Circolo Giuridico" dell'Università di Siena に一

部所蔵) および、キストナー、ファイエルブーメントの手紙を共に欠く版(私の個人蔵に一部。この版は、一九六四年、トリノ大ボッタガ・デロスマモ Bottega D'Erasmo の監修によりキストナーの手紙を付して複製された)。

フイリップ公の政治について、大学史の一般的著作の中で、S.d'Irsay, *Histoire des universités françaises et étrangères des origines à nos jours*, I, Paris 1933, p.321ss. カノン法講義の禁止について、H.Coing in: *Handbuch der Quellen und Literatur der neueren europäischen Privatrechtsgeschichte*, II, 1, München 1977, p.40. ニトリス・キストナーの『キ』参照文献も含め、優れた叙述が、R.Stintzing, *Geschichte der deutschen Rechtswissenschaft*, I, München und Leipzig 1880 pp.503-507 e ad ind. p.764) にある。キストナー(一五二九〜一五八三)は、ボローニャその他で法学を勉強したのち、一五五九年三月一四日ピサ大学で両法博士号を取得した。F.Weigle, *Deutsche Studenten in Pisa (Deutsche Studenten in Italien W)* in: *Quellen und Forschungen aus italienischen Archiven und Bibliotheken* 39(1959), p.200 nu.71; R.Del Gratta, *Acta graduum Academiae Pisanae*, I (1543-1599), Pisa 1980, p.43 nu.00396 e *Libri matricularum Studii Pisani*, 1543-1609, Pisa 1983, p.163 nu.0396 (学生不登録の学位取得者の中)。禁書田録に含められたキストナーの仕事は、G.Becker, *Deutsche Juristen und ihre Schriften auf den römischen Indices des 16. Jahrhunderts (Schriften zur Rechtsgeschichte 1)*, Berlin 1970, p.25 (Cisnerus, Ⅱ Krantzius の名で)に見られる。しかしその中には一五七八年のチヌスの著作刊行の献呈文が含まれていない。おそらく新教国以外には極めて僅かしか流出しなかったであろうと言われている。

(訳・西村重雄)

付記

ヨーロッパ中世法史家として国際的に令名高いローマ大学法学部ドメニコ・マッフエイ教授 Prof. Dr. Domenico MAPPEI は昭和六三年一〇月国際交流基金の招請計画により来日され、本学においては同月一八日に訳出した講演（原題名「Il pensiero di Cino da Pistoia sulla Donazione di Costantino, le sue fonti e il dissenso finale da Dante」）を行われた。同教授の来日を精力的に実現された日本大学法学部佐々木有司教授に深く感謝する次第である。なお、教授の略歴および、日本における他の二つの講演について、ドメニコ・マッフエイ、佐々木有司訳「国境なき制度たる原初の大学」、「一六世紀初めにおける写本と法律出版業」日本法学五四巻四号（平成元年三月）七〇五頁〜七二六頁を是非参照頂ければ幸いである。

（訳者）